

栃木県感染症予防計画

(概要版)



令和6（2024）年3月改定

栃木県



栃木県感染症予防計画



栃木県感染症予防計画とは

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第10条第1項の規定に基づき、総合的かつ計画的に感染症対策を推進するための計画です。県は本計画に基づき、感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応できる体制の構築に取り組みます。

計画改定の趣旨

令和2(2020)年からの新型コロナウイルスの流行は、瞬く間に全世界に広がり、多くの国において感染が拡大しました。本県においても延べ42万人余（令和5(2023)年5月7日現在）の感染者が発生するなど、県民の生命と健康が脅かされ、外出自粛や飲食店等への休業要請、学校等の臨時休業など、日々の生活にも新型コロナは大きな影響を及ぼしました。

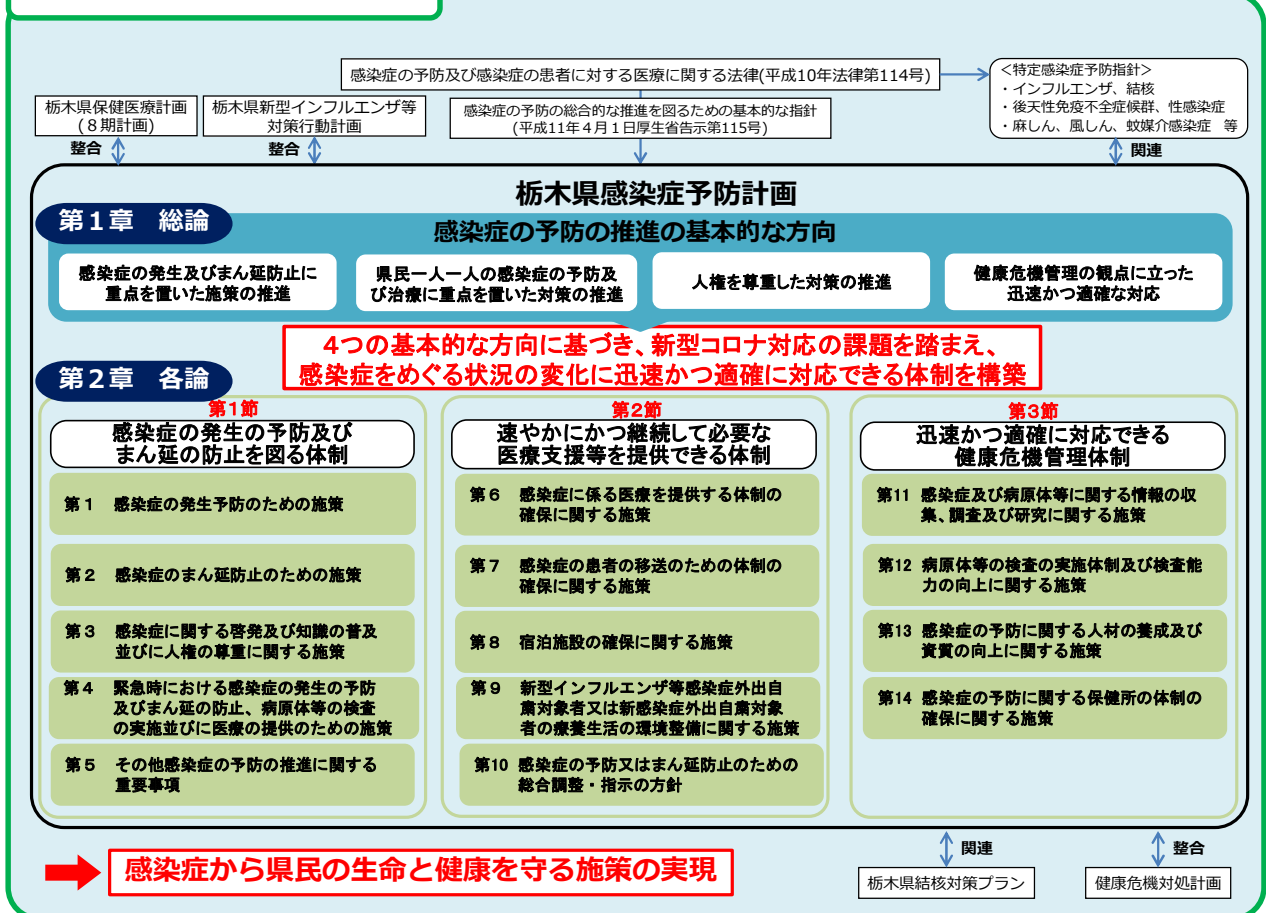
こうした新型コロナ対応の課題を踏まえるとともに、感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応し、感染症から県民の生命と健康を守る施策を積極的に推進するため、「栃木県感染症予防計画」を全面的に改定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、以下の計画との整合を図ることとしています。

- ・ 栃木県保健医療計画
- ・ 栃木県新型コロナウイルス等対策行動計画
- ・ 地域保健対策の推進に関する基本的な指針に沿って保健所及び衛生研究所毎に策定する健康危機対処計画

栃木県感染症予防計画体系図



第1節 感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制

第1 感染症の発生予防のための施策

【感染症発生動向調査】

- ・感染症サーベイランスシステム（電磁的方法）を中心とした情報の収集・分析
- ・感染症情報センターによる収集・分析結果の定期的な情報提供

【予防接種】

- ・予防接種の有効性等の正しい知識の普及による住民理解の醸成

【検疫感染症等への対応】

- ・県民に対する海外渡航時における感染対策や予防接種に関する必要な情報提供

【関係各機関及び関係団体との連携】

- ・栃木県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じた医療関係団体や高齢者施設等関係団体等との連携体制の構築

第2 感染症のまん延防止のための施策

【集団発生時の対策の実施】

- ・集団発生時における医療関係団体や高齢者施設等関係団体等、近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制の確認
- ・高齢者施設等に対する感染対策や診療・療養継続への支援体制の構築

【積極的疫学調査】

- ・感染症の流行状況の把握、感染源及び感染経路の究明のための迅速な調査の実施
- ・調査対象者に対する人権に配慮した丁寧な説明

【指定感染症及び新感染症への対応】

- ・速やかな情報収集、国への報告及び関係機関と連携した対応

第3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の尊重に関する施策

【正しい知識の普及】

- ・ホームページやSNS等あらゆる媒体を活用した積極的な情報発信
- ・新興感染症発生及びまん延時における必要な情報の迅速かつ適確な周知
- ・効果的なりスクコミュニケーションの実施

【個人情報の保護】

- ・患者情報の取扱いに十分配慮するよう医療機関等への周知徹底

第4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策

【緊急時における病原体等の検査の実施及び医療の提供】

- ・国との連携による適切な検体搬送及び検査の実施
- ・関係機関との連携による患者の移送及び積極的疫学調査等による接触者への健康調査

【緊急時における国等との連絡体制】

- ・緊急時における国及び地方公共団体との患者発生状況等の情報共有・連携体制の構築

第5 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

【施設内感染の防止】

- ・保健所による平時からの高齢者施設等に対する調査及び助言等の実施
- ・高齢者施設等における基本的な感染対策の徹底

【災害発生時の感染症対策】

- ・市町が運営する避難所における感染防止対策についての必要な助言の実施
- ・災害予見時や発生時における市町との患者情報の共有

【外国人に対する適用】

- ・多言語によるパンフレットやSNSを活用した情報発信
- ・新興感染症発生時における栃木県国際交流協会等と連携した健康相談体制の整備

第2節 速やかにかつ継続して必要な医療支援等を提供できる体制

第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する施策

数値目標

【感染症に係る医療提供】

- ・早期の良質かつ適切な医療の提供による重症化及び感染症まん延の防止

【新興感染症の発生及びまん延時における医療を提供する体制（医療措置協定等）】

- ・流行初期から入院及び発熱外来に対応する医療機関との協定締結
- ・対応可能な患者（妊産婦、小児、透析患者等）等の情報も含めた協定内容の公表

医療措置協定とは？

新興感染症発生時に速やかに医療等が提供できる体制を確保するために平時に医療機関等と締結しておく協定のこと

病床確保

発熱外来

自宅療養者等への医療の提供

後方支援

医療人材派遣

個人防護具等の備蓄

【高齢者施設等に対する医療支援体制】

- ・高齢者施設等が患者を速やかに医療につなぐための体制構築への支援
- ・救急医療体制等に関する医療機関や消防機関等との連携・役割の確認

【必要な医薬品等の確保】

- ・抗インフルエンザ薬等の医薬品及び個人防護具等の備蓄

第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する施策

【移送体制の確保】

- ・移送車両の確保や民間事業者等への業務委託による搬送体制の整備
- ・平時からの関係者を含めた移送訓練や演習等の実施

第8 宿泊施設の確保に関する施策

数値目標

【宿泊施設確保措置協定】

- ・民間宿泊業者等との協定締結による平時からの宿泊施設の確保
- ・各地域における良質かつ適切な療養環境が提供できる宿泊施設の確保

第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する施策

【療養生活の環境整備】

- ・民間事業者への委託等による、健康観察・生活支援体制の早期構築
- ・市町と連携した健康観察や生活支援等の体制の確保及び必要な個人情報の提供
- ・年齢や国籍、宗教等に関係なく、誰もが安心して療養できる生活支援体制の構築

【宿泊施設の運営体制】

- ・宿泊施設の運営及び管理に必要な人員体制等に係るマニュアルの整備・共有
- ・高齢者、障害者、認知症患者、外国人等の療養を想定した宿泊施設の運営体制の構築

【高齢者施設等に対する支援体制】

- ・協定締結医療機関を中心とした感染対策等の相談に対する助言を行う体制整備の推進
- ・施設内での感染症発生に備えた必要な物資の備蓄

第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針

【総合調整又は指示の方針】

- ・市町長のほか、医療機関や感染症試験研究等機関等の民間機関に対する総合調整の実行
- ・保健所設置市である宇都宮市長に対する緊急性を有する入院勧告や入院措置の実施
- ・連携協議会等を活用した総合調整・指示の発動場面・要件の共有

第3節 迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制

第11 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する施策

【地方公共団体による取組】

- ・保健所による感染症対策に必要な情報収集、疫学的な調査及び研究の実施
- ・衛生研究所による病原体等の調査・研究、試験検査、情報等の収集、分析・公表の実施
- ・発生届及び積極的疫学調査に関する情報の報告等の電磁的方法による実施

【感染症指定医療機関による取組】

- ・新型インフルエンザ等感染症等の患者等の退院等に係る報告の電磁的方法による実施
- ・国を中心とした感染症に関する医薬品等の治験及び研究開発ネットワークへの参加

第12 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する施策

数値目標

【衛生研究所の検査実施体制の確保】

- ・連携協議会等を活用した役割分担の明確化等による効率的な検査実施体制の構築
- ・流行初期の検査を担うことを想定した、平時からの人材育成や実践的な訓練の実施、検査試薬等の物品の確保等を通じた体制整備

【検査体制・能力の確保（検査措置協定）】

- ・医療機関及び民間検査機関との協定の締結による平時からの検査実施体制の確保

第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する施策

数値目標

【地方公共団体による取組】

- ・IHEAT要員に対する研修等支援体制の確保及び受入体制の整備
- ・職員等に対する感染症対応研修・訓練の実施
- ・感染症対策に関わる多様な人材を対象とした研修等の実施

【医療機関等による取組】

- ・新興感染症の発生を想定した必要な研修・訓練の実施又は国等が実施する研修・訓練への医療従事者の参加促進
- ・医師会等の医療関係団体による会員等への感染症に関する情報提供及び研修の実施

【高齢者施設等に関する取組】

- ・高齢者施設等に対する、感染症等に関する知識や対応方法等の研修・訓練の実施
- ・高齢者施設等における、感染管理の知識を備えた人材の養成及び感染症の予防及びまん延防止に係る委員会の開催、研修・訓練等の実施

第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する施策

数値目標

【保健所の体制確保】

- ・業務継続計画（BCP）に基づく迅速な体制移行の実施
- ・平時からの計画的な人員確保や設備整備、実践的な訓練等を通じた体制整備
- ・IHEAT要員や市町からの応援体制を含めた人員体制、受入体制の構築
- ・保健所業務の一元化や外部委託などによる効率的な業務体制の早期構築

【関係各機関及び関係団体との連携】

- ・保健所及び衛生研究所の平時からの役割分担の確認
- ・保健所及び市町の感染症発生時の地域における協力体制の確認

【本計画とSDGsとの関係】



医療提供体制等の確保に係る数値目標

項目	内容	目標値		
		平時	流行初期	流行初期以降
医療措置協定				
病床確保 (感染症病床除く)	確保病床数		270床	600床
	うち、重症者病床数		21床	27床
発熱外来	医療機関数		27機関	730機関
自宅療養者等への医療の提供	病院・診療所数			400機関
	訪問看護事業所数			50機関
	薬局数			300機関
後方支援	医療機関数			200機関
医療人材派遣	医師数			40人
	看護師数			70人
個人防護具等の備蓄	個人防護具の備蓄を十分に行う協定締結医療機関数(病院・診療所・訪問看護事業所)	協定締結医療機関の8割		
宿泊施設確保措置協定				
宿泊施設	確保居室数		100室	1,100室
検査の実施能力(検査措置協定等)				
検査実施能力	衛生研究所		448件/日	448件/日
	うち、宇都宮市		160件/日	160件/日
	医療機関、民間検査機関等		92件/日	8,312件/日
検査機器数	衛生研究所	6台		
	うち、宇都宮市	2台		
人材の養成・資質の向上				
人材の養成・資質の向上	保健所職員等を対象とした研修や訓練の実施回数	年1回以上		
	年1回以上研修や訓練の実施又は参加した医療機関数	医療人材派遣協定締結医療機関の10割		
保健所の体制整備				
保健所の体制整備	流行開始1か月間に想定される業務量に対応する1日当たりの人員確保数	410人/日		
	うち、宇都宮市	130人/日		
	IHEAT要員の確保数	150人		
	うち、宇都宮市	5人		

第一種及び第二種感染症指定医療機関

第一種感染症指定医療機関(感染症病床): 1医療機関(1床)

圏域	病院名称	所在地	病床数
県全域	自治医科大学附属病院	下野市薬師寺3311-1	1床

第二種感染症指定医療機関(感染症病床): 6医療機関(30床)

圏域	病院名称	所在地	病床数
県北	那須赤十字病院	大田原市中田原1081-4	6床
県西	日光市民病院	日光市清滝安良沢町1752-10	4床
宇都宮	国立病院機構栃木医療センター	宇都宮市中戸祭1-10-37	6床
県東	芳賀赤十字病院	真岡市中郷271	4床
県南	とちぎメディカルセンターしもつが	栃木市大平町川連420-1	6床
両毛	佐野厚生総合病院	佐野市堀米町1728	4床

結核病床を有する医療機関: 1医療機関(30床)

圏域	病院名称	所在地	病床数
県全域	国立病院機構宇都宮病院	宇都宮市下岡本町2160	30床

結核患者収容モデル病床を有する医療機関: 2医療機関(12床)

圏域	病院名称	所在地	病床数
県全域	足利赤十字病院	足利市五十部町284-1	10床
県全域	岡本台病院	宇都宮市下岡本町2162	2床

<令和6(2024)年3月1日時点>

